

家計急変事由別の添付書類例

□ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・(給与所得者の場合)家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)()
提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書()及び直近の確定申告書のコピー
減収の発生が前年の場合、今年の1月から12月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

□ 失職(離職)

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
対象離職区分(離職コード)
1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)
なお、上記の離職区分以外でも、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

□ 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書()又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
診断名、就労困難期間(R8.8月～R8.12月等具体的な期間。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

□ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

□ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書
減免前と被災に伴う減免後の2種類
- ・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。